

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

北海道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、帯広市においても国有林を含め約25,700haの森林面積を有している。森林には、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要がある。

また、森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生に大きく貢献するものである。

帯広市では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、林業成長産業化総合対策事業等を活用しながら植林・間伐の実施や路網の整備、山地災害の防止、公共施設整備における地域木材の更なる利用促進など、さまざまな取組みを進めてきたところである。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、既存の制度や森林環境譲与税を活用した地域の特性に応じた森林整備の着実な推進や、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化の実現に向けて施策の充実・強化を図ることが必要である。よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。
- 2 森林整備事業の都道府県・市町村負担分を起債対象とする地方債の特例措置を継続すること。
- 3 森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分踏まえ、森林整備から木材の加工・流通・利用までの一体的な取組みに対する支援措置を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和元年12月17日

帯 広 市 議 会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、復興大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣 あて